

## 大分県福祉避難所サポーター登録実施要領

### (目的)

第1条 災害の発生時において、福祉避難所、福祉避難スペース等(以下「福祉避難所等」という。)において高齢者や障がい者等の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)の支援を行う介護人材を、広域的に派遣する体制を構築するため、協力可能な人材や事業所を募集し、あらかじめ福祉避難所サポーター(以下「サポーター」という。)として登録することにより、災害時の要配慮者の支援体制を強化することを目的とする。

### (サポーターの役割)

第2条 サポーターは、福祉避難所等において、要配慮者に対して次の支援を行う。

- (1) 要配慮者や介助者に対する相談対応
- (2) 介助が必要な要配慮者に対する支援
- (3) 福祉避難所等の運営補助

### (登録要件)

第3条 サポーターの登録は、次の各号のいずれかに該当する実務経験者又はこれらの者が所属する事業所が行うものとする。

- (1) 介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級)修了者
- (2) 実務者研修(介護職員基礎研修・ホームヘルパー1級)修了者
- (3) 介護福祉士
- (4) その他特に認める者

2 サポーターに登録する際の区分は次のとおりとする。

- (1) 介護事業所が登録する「事業所サポーター」
- (2) 事業所に属さない個人が登録する「個人サポーター」

### (登録)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者又は事業所の長は、「大分県福祉避難所サポーター登録申請書(別紙様式第1号)」により大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に申請するものとする。

2 県社協は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、登録の可否を決定し、登録する場合は、申請者に対して登録証の交付を行い、それ以外の場合は、結果を通知するものとする。

### (名簿の作成)

第5条 県社協は、登録を行ったサポーターの住所や連絡先等の登録内容を記載した名簿を作成し、県及び県内の市町村福祉避難所担当課と登録名簿の情報共有を行うものとする。

### (登録の取消し)

第6条 サポーターは、第3条の規定に該当しなくなったとき、又はサポーターとして活動することが出来なくなったときは、県社協に対して、登録の取消しを申出るものとする。

2 県社協は、上記の申出があった場合、またはサポーターとして適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(活動基準等)

第7条 登録を受けたサポーターは、災害により県内の市町村が福祉避難所等を開設した場合に、当該市町村からの派遣要請により活動を行うものとする。

(派遣要請)

第8条 サポーターの派遣要請は、福祉避難所の設置主体である市町村福祉避難所担当課が、「大分県福祉避難所サポーター派遣要請書(様式第2号)」により行うものとする。

ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し、口頭により要請することができる。

2 市町村から、派遣要請を受けたサポーターは、速やかに活動の可否を判断し、その結果を市町村へ報告する。

(費用負担等)

第9条 サポーターの活動(派遣)に要する費用は、派遣を要請した市町村が負担する。

ただし災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が負担する。

2 前項の費用は、業種別標準賃金を基とした日額賃金及び住所地から活動場所までの交通費を、当該地域における通常の実費として、派遣要請する際に市町村で定め、サポーターに提示する。

3 事業所サポーターは、所属する事業所の職員の身分をもってサポーターの業務に従事する。事業所に所属していない個人サポーターについては、個人として従事する。

(活動報告)

第10条 サポーターは、活動が終了した場合は、その活動状況等について、「大分県福祉避難所サポーター活動報告書(様式第3号)」により市町村に報告する。

(定めのない事項等)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は派遣要請を行う際に、市町村とサポーターで協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年1月28日から施行する。